

**記入例**

**渋谷区文化総合センター大和田 文化ホール使用申請書**

指定管理者 殿

裏面「申請にあたっての注意事項」に同意の上、次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

利用団体名 (ホール利用者)	※こちらに記入された団体名が、 <b>ホール利用承認書、領収書の宛名</b> となります。		利用実績 (直近の利用日)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ( 令和5 年 1 月 1 日 )
住所	〒 - 法人：事務所所在住所 サークル団体(任意団体)：代表者の住所		当ホールを利用されたことが有る場合は、 一番近い利用日をご記入ください	
フリガナ 代表者名	<b>団体代表者氏名</b>	電話番号	<b>左記の方の連絡先</b>	
フリガナ 申請者名	<b>申請に来られた方の氏名</b>	電話番号	<b>左記の方の連絡先</b>	
フリガナ 責任者名	<b>催事当日の責任者氏名</b>	電話番号	<b>左記の方の連絡先</b>	
	FAX番号/メールアドレス <b>FAXまたはデータ添付が可能なメールアドレス</b>			
申請区分	サークル	構成員の過半数が在住・在勤・在学・渋谷区外	法人	所在地(事務所)が渋谷区内・渋谷区外
	個人	渋谷区内(在住・在勤・在学)・渋谷区外	<b>該当箇所には○印</b>	
	↳ 勤務先・学校名: _____		所在地: _____	

使用ホール	<input checked="" type="radio"/> さくらホール ・ <input type="radio"/> 伝承ホール					
利用日	×年 2月 1日 ( 金 )	9:00~12:00 午前	13:00~17:00 午後	18:00~22:00 夜間	利用料	
~	×年 2月 2日 ( 土 )	午前	午後	夜間	<input style="border: 1px solid blue; border-radius: 5px;" type="text" value="スタッフ記入"/> 円	
(内、本番日)	×年 2月 2日 ( 土 ) ~ ×年 2月 2日 ( 土 )					
併用施設	<input checked="" type="radio"/> (大練習室) ・ 練習室1 ・ 練習室2 ・ 練習室3 ・ 練習室4 ・ <input type="radio"/> 無					
利用日	×年 2月 2日 ( 土 )	9:00~12:00 午前	13:00~17:00 午後	18:00~22:00 夜間	利用料	
	~	年 月 日 ( )	午前	午後	夜間	<input style="border: 1px solid blue; border-radius: 5px;" type="text" value="スタッフ記入"/> 円
	~	年 月 日 ( )	午前	午後	夜間	利用料 円
	~	年 月 日 ( )	午前	午後	夜間	利用料 円

利用目的 (行事名称)	<b>(例)大和田太郎ピアノリサイタル</b>			
出演予定者数	(舞台上上がる人数) 1人	出演者	<b>(例)大和田太郎</b>	
入場予定者数	(見込み客数) 500人	入場料	<input checked="" type="radio"/> あり(最高 2,000円) ・ なし	
会場整理員数	(受付まわりの人員数) 8人	5,000円以上で施設利用料1.5倍		

利用料	ホール	<input style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px;" type="text" value="スタッフ記入欄"/>	円		
	併用施設		円	担当	受付
	合計		円		

## 連絡事項 ・ 備考欄

当館ホームページに催事情報を掲載してよいか  可 ・ 不可

渋谷区文化総合センター大和田の  
ホームページ内「イベント」ページに

催事情報を掲載する場合は「可」

社内会議など関係者利用の場合は  
「不可」としてください。

## 【申請にあたっての注意事項】

## ●施設のご利用にあたって

ホールご利用時間には、搬入、仕込み、片付け、搬出の時間も含まれます。ご利用時間を必ずお守りください。  
ホールは客席数が定員となります。消防法により定められた定員数ですので、超えないよう厳守してください。  
利用権を譲渡したり、転貸したりすることはできません。譲渡・転貸が判明した場合、利用承認を取消いたします。  
ホール内での喫煙、飲食は、固くお断りいたします。

## ●利用料の納付について

利用の承認後、施設利用料が発生いたします。  
利用承認日から20日以内に、施設利用料全額もしくはホール利用料の5割をお支払いください。(予納金)  
予納金のみを支払いの場合、利用日の4週間前の日までに残りの施設利用料をお支払いください。  
※利用日の4週間前の日以降に申請された場合は、直ちに施設利用料全額をお支払いください。

ご一読の上、同意  
いただきましたら  
✓印記入をお願い  
いたします。

## ●取消について

やむを得ず施設の利用を取消する場合、施設利用料の一部を還付いたします。  
但し、利用日の1ヶ月前の日を過ぎた場合は、いかなる事情があっても還付いたしませんのでご注意ください。

上記の項目すべてに同意いたします